

外商投資が行う投資性公司に関する規定

中華人民共和國商務部令[2004]第 22 号

第一条 (投資性公司の設立許可) 外国投資家の中国への投資を促進し、海外の先進技術及び管理経験を導入するため、外国投資家が中国の外国投資に関する法律、法規及び本規定に基づき、中国において投資性公司を設立することを許可する。

第二条 (投資性公司の定義) 本規定で投資性公司とは、外国投資家が中国において独資または中国の投資家との合弁の形式で設立した直接投資に従事する公司をいう。公司の形式は有限責任公司とする。

第三条 (投資性公司設立申請の条件) 設立を申請する投資性公司は、下記条件に符合しなければならない。

(一) 1、外国投資家の資本信用状況が良好で、投資性公司設立に必要な経済的实力を有し、申請前 1 年間の当該投資家の資産総額が 4 億ドルを下回らず、かつ、当該投資家が中国国内で既に外商投資企業を設立しており、その払込済登録資本の出資額が 1 千万米ドルを超える。或いは、2、外国投資家の資本信用状況が良好で、投資性公司設立に必要な経済的实力を有し、当該投資家が中国国内で既に 10 件以上の外商投資企業を設立しており、その払込済登録資本の出資額が 3 千万米ドルを超えること。

(二) 合弁の方式で投資性公司を設立する場合は、中国の投資家は資本信用状況が良好で、投資性公司設立に必要な経済的实力を有し、申請前 1 年間の当該投資家の資産総額が人民幣で 1 億元を下回らないこと

(三) 投資性公司の登録資本は三千万米ドルを下回らないこと。

投資性公司設立を申請する外国投資家は外国の公司・企業あるいは経済組織の一つでなければならない。もし外国投資家が二者以上の場合、その中少なくとも一者の大口出資の外国投資家は本条第 1 項 (一) の条件を満たさなければならない。

第四条 (子会社名義での投資性公司設立) 本規定第三条第一款第 (一) 項に定める条件を満たす外国投資家は、その 100% 出資の子会社の名義で投資を行って投資性公司を設立することができる。

第五条 (保証書の提出) 投資性公司設立を申請する外国投資家が本規定第三条第一款第 (一) 項に定める要件を満たす場合、当該外国投資家は審査認可機関に保証状を提出し、その設立する投資性公司の中国国内で投資を行うときの登録資本の払込及び当該外国投資家または関連公司の技術譲渡に属することを保証しなければならない。

全資本を有する子会社の名義で投資し投資性公司を設立したときは、その親会社は審査認可機関に保証状を提出し、その子会社が審査認可機関の認可した条件に基づいて、その設立した投資性公司に登録資本の払込をすることを保証し、同時に、当該投資性公司が中国国内で投資する際の登録資本の払込及び当該親会社とその所属公司の技術譲渡に属することを保証しなければならない。

第六条（提出書類） 投資性公司の設立を申請するとき、投資家は次の書類を、投資性公司を設立しようとしている所在地の省、自治区、直轄市、計画単列市の商務主管部門の審査同意を得てから、商務部の審査認可を得なければならない。

（一）合併の投資性公司設立の投資各当事者が署名した申請報告、契約書、定款

独資投資性公司設立の外国投資家が署名した外資企業申請表、フィージビリティースタディ一、定款

（二）投資各当事者の資本信用証明書類、登録登記証明書類（写し）及び法定代表人の証明書類（写し）

（三）外国投資家が既に投資した企業の認可証書（写し）、営業許可証（写し）及び中国の登録会計師が作成した出資検証報告書（写し）

（四）法に基づき監査済みの投資各当事者の直近3年間の貸借対照表

（五）本規定第五条に基づき提出しなければならない保証状

（六）商務部が求めるその他の書類

上述の文書は写しと明記されたものを除き、その他はすべて正本でなければならない。

法定代表者でない者がサインした書類の場合、法定代表者がサインした委託授權書を提出しなければならない。

法により設立された仲介機関に委託して申請手続きを行う場合は、投資家の法定代表者が署名した委託授權書を提出しなければならない。

第七条（出資金の通貨） 外国投資家は、自由兌換通貨、またはその中国国内で得た人民幣利潤、または株式譲渡、清算などで得た人民幣の合法的収益をその投資性公司の登録資本の出資とすべきである。中国の投資家は人民幣で出資することができる。外国投資家はその人民幣の合法的収益を投資性公司の登録資本として出資するときは、関係の証明書類及び納税済証憑を提出しなければならない。出資は営業許可証発行の日から2年以内に全額を払い込まなければならない。

第八条（登録資本金の用途） 投資性公司の登録資本のうち、少なくとも三千万米ドルを、投資して新たに設立した外商投資企業の出資とし、または親会社或いは関連会社が既に投資して設立した外商投資企業（既に法に基づき持分譲渡手続を完了したものの）、まだ払込が完了していない出資額の出資、あるいは増資部分の出資、あるいは研究開発センター等の機構の設置への投資、あるいは中国国内の公司の株主の持分（投資性公司の親会社あるいはその関連会社がすでに納付完了した出資額が形成する株権を含まず）の購入にあてなければならない。

第九条（借入額の上限）投資性会社の登録資本が三千万米ドルより低くないとき、その借入額は払込済の登録資本額の四倍を超えることはできない。

投資性会社の登録資本が一億米ドルより低くないとき、その借入額は払込済の登録資本額の六倍を超えることはできない。投資性会社は経営の必要性により、借入額が上述の規定を上回る見込みのときは、商務部に申請し認可を得なければならない。

第十条（投資性会社の許容業務）投資性会社が商務部の認可を得て設立された後、その中国において従事する経営活動の実際の必要に基づき、次の業務を行うことができる。

（一）国家が外資による投資を許可する分野で、法に基づき投資を行うこと。

（二）投資先企業からの書面による委任を受けて（董事会での全会一致を経て）、投資先企業に対して下記のサービスを提供すること。

1、投資先企業が国内外から当該企業自家用の機器設備、事務機器及び生産に必要な原材料、部分品、部品を買い付けるのを助け、または代理すること、及び投資先企業が生産した製品を国内外で販売し、並びにアフターサービスを提供すること。

2、外貨管理部門の同意と監督のもとに、投資先企業の間で外貨のバランスをとること。

3、投資先企業のために、製品の生産、販売、市場開発の過程における技術サポート、従業員研修、企業内部人事管理等のサービスを提供すること。

4、投資先企業が借入先を探すのを助けること及び担保を提供すること。

（三）中国国内で科学研究開発のセンターまたは部門を設置し、新製品及びハイテク技術の研究開発に従事し、その研究開発成果を譲渡し、並びに相応の技術サービスを提供すること。

（四）その投資家のためにコンサルティングサービスを提供すること、その関連会社のためにその投資に関係する市場情報、投資政策等のコンサルティングサービスを提供すること。

（五）親会社と関連会社のサービス外注業務を受ける。

第十一条（輸出入と販売活動時に準拠すべき規定）投資性会社は、貨物の輸出入あるいは技術輸出入に従事する時、商務部の《対外貿易経営者届出登記弁法》の規定に符合しなければならない。

投資性会社が手数料代理、卸売り、小売とフランチャイズ経営活動に従事する時、商務部の《外商投資商業領域管理弁法》の関連規定に符合しなければならず、併せて法に従い経営範囲を変更しなければならない。

第十二条（投資先企業の定義）本規定でいう投資性会社の投資先企業とは、次の条件を満たす企業をいう。

（一）投資性会社が直接に投資し、または他の外国投資家あるいは中国の投資家と共同で投資し、投資性会社の中で算出した外国投資家の投資が、単独でまたは他の外国投資家と共に投資した比率が、その投資して設立した企業の登録資本の25%以上を占める企業。

(二) 投資性会社が、その投資家またはその関係会社及びその他の外国投資家および中国国内投資家が中国国内で既に投資して設立した企業の持分の一部または全部を買い取り、その結果、投資性公司の中で算出した外国投資家の投資が単独でまたは他の外国投資家の投資額と合わせて当該投資設立済み企業の登録資本の25%以上を占める企業。

(三) 投資性公司の投資額がその投資して設立した企業の登録資本の10%を下回らないこと。

第十三条 (財務支援) 投資性公司は、中国銀行業管理監督委員会の認可を経て、その投資先企業に対して財務支援を提供することができる。

第十四条 (他公司の株式の保有) 投資性公司は発起人となって、外商投資株式有限公司を設立し、または外商投資株式有限公司の未上場流通の法人株式を所有することができる。投資性公司は、国の関係規定に基づき、国内の他の株式有限公司の未上場流通の法人株式を所有することができる。投資性公司は株式有限公司の国外の発起人または株主とみなさなければならない。

第十五条 (申請認可を得て従事できる業務) 投資性公司が設立後、法に基づき経営をし、法律違反の記録が無く、登録資本が定款に定められた通り期日までに払い込まれており、投資家が実際に払い込んだ登録資本が三千万米ドルを下回らず、かつすでに本規定第八条で定める用途に使われている場合は、投資性公司は、所在地の省、自治区、直轄市または計画単列市の商務主管部門の審査同意を経て、商務部に申請をし、認可を得たときは、その中国で従事する経営活動の実際の必要性に基づいて、次の業務に従事することができる。

(一) 投資先企業からの書面による委任を受け(董事会での全会一致により)、次の業務を行う。

- 1、国内外の市場において、取次販売の方式で投資先企業が生産した製品を販売すること。
- 2、投資先企業のために運輸、倉庫等の総合サービスを提供すること。

(二) 代理、取次販売または輸出買付機構設立の方式(内部機構を含む) で国内商品を輸出し、併せて関連規定に従って輸出税還付手続きが出来る。

(三) 投資先企業が生産した製品を購入し、システム化した後国内外で販売する。投資先企業が生産する製品だけではシステム化の必要を完全に満たすことができない場合は、システム化のための関連製品を国内外で買付けることが許される。但し、購入するシステム化のための関連製品の価額は、システム化に必要な全ての製品価額の50%を超えてはならない。

(四) 投資先企業の製品の国内取次業者、代理店及び、投資性公司、その親会社または関連会社との間に、技術移転取り決めのある国内の会社・企業に対して関連の技術研修を提供すること。

(五) 投資先企業の生産開始の前に、または投資先企業の新製品生産開始前に、製品の市場開発を行うために、投資性公司がその親会社から、投資先企業が生産する製品と関連した親会社の製品を輸入して国内での試験販売を行うことを許可する。

(六) 投資先企業のために機器及び事務機器の経営性リースサービスあるいは法により経営性リース会社を設立する。

(七) その輸入した製品のためにアフターサービスを提供すること。

(八) 対外工事経営権を有する中国企業の国外工事請負に参加すること。

(九) 投資性会社が輸入した親会社の製品を国内で販売すること（小売を含まない）。

第十六条（輸入金額の制限）

投資性会社は第十五条第三項と第五項の規定を根拠とする製品輸入のときは、国家の関連規定に基づいて処理手続きを行わなければならない。前記の輸入金額は年間累計が会社の払い込み済みの登録資本額を超えないこと。

第十七条（第十四条規定の業務認可申請書類） 投資性会社が本規定第十五条に定める業務の経営を申請するときは、商務部に次の書類を提出しなければならない。

(一) 投資性会社の法定代表者が署名した申請書

(二) 投資性会社の董事会の決議

(三) 投資性会社の改正後の定款

(四) 投資性会社の認可証書（写し）、営業許可証（写し）及び中国の登録会計師が作成した出資検証報告書

(五) 中国の登録会計師が作成した投資先企業の出資検証報告書。

(六) 商務部が要求するその他の書類

第十八条（投資性会社の期限） 投資性会社が設立しようとするプロジェクトの性質に基づいて、国家の外商投資企業経営期限に関する規定により投資性会社の期限を審査し決定する。

第十九条（企業の設立） 投資性会社が投資して企業を設立するときは、外商投資企業に関する審査認可権限及び審査認可手続により別途認可を申請する。

第二十条（外商投資企業の認定） 投資性会社が投資して企業を設立するときは、投資性会社の中で算出した外国投資家の投資が単独でまたは他の外国投資家と共に投資した比率がその投資して設立した企業の登録資本の 25%を下回らない場合、その投資先企業は外商投資企業の待遇を受け、外商投資企業認可証書及び外商投資企業営業許可証を発給する。出資比率が 25%を下回るものは、法律、行政法規に別段の定めがあるときを除き、すべて現行の外商投資企業設立の認可登記手続によって審査、認可及び登記を行わなければならない。

第二十一条（分支機構の設立） 投資性会社が分支機構を設立するときは、商務部に申請して認可を得なければならない。投資性会社が支店設立を申請するときは、必ず次の条件を満たさなければならない。

(一) 投資性会社の登録資本が既に契約、定款の定め通りに期日までに払い込まれており、かつ、既に払い込まれた出資額が三千万米ドルを下回らない、或いは投資性会社が既に十件以上の外商投資企業を投資して設立しているか、または保有していること。

(二) 支店を設立しようとする地区は、投資性会社の投資が集中する地区または製品の販売が集中する地区でなければならない。

第二十二條 (地域本部としての認定) 条件に符合した投資性会社はグローバル会社の地域本部(以下地域本部と略称)としての認定を申請でき、併せて法により変更手続き処理を行うことができる。

(一) 投資性会社が地域本部の認定を申請するには下記の条件に符合しなければならない。

1. 既に払込んだ登録資本金が1億ドルより低くない、あるいは既に払込んだ登録資本金が5千万ドルより低くなく申請前一年のその投資先企業総資産が30億人民元を超え、且利潤総額が1億人民元を超えること。(連結財務諸表関連規定により計算)

2. 本規定八条の規定に符合すること。

3. 関連規定に従ってすでに研究開発機構を設立していること。

(二) 地域本部と認定された投資性会社は中国において従事する経営活動の実際の必要により、下記の業務を行ってよい。

1. 本規定第十条、十五条に規定された業務

2. グローバル企業及びその支配する関連会社の製品を輸入し国内で販売する(小売を含まない)

3. 投資先企業とグローバル企業の製品に修理サービスを提供するために必要な原材料・補助材料・部品・付属品の輸入

4. 中国内外企業のサービス外注業務の受入れ

5. 関連規定に従って、物流配送サービスへ従事すること。

6. 中国銀行業監督管理委員会の承認を経て、財務会社を設立し、投資性会社およびその投資先企業へ関係する財務サービスを提供すること。

7. 商務部の承認を経て、国外工事の請負と国外投資に従事し、金融リース会社を設立し関係したサービスを提供すること。

8. 自社の製品または親会社の製品の生産/加工を国内の他の企業に委託し、国内外で販売すること。

9. 承認を経たその他業務。

(三) 申請手続き

1. 投資性会社は所在地の省・自治区・直轄市と計画単列都市の商務主管部門へ申請を提出し、一次審査を経た後に商務部へ報告する。

2. 商務部は全部の申請書類を受領した日から30日以内に回答し、地域本部と認定された場合には、外商投資企業批准証書(地域本部と注に加える)を差し替える。

3. 投資性会社は承認証書に基づき30日以内に、工商行政管理部門に登記変更手続きを申請する。

(四) 申請書類

1. 投資性会社の法定代表者がサインした申請書
2. 投資性公司およびグローバル企業の董事会決議
3. 改定後の投資性会社の定款 / 契約
4. 投資性会社の承認証書(写し)、営業許可証(写し)と中国の登録会計士が発行した出資検証報告書
5. 出資先企業の承認証書(写し)と営業許可証(写し)
6. 中国の登録会計士が発行した投資先企業の出資検証報告書
7. 中国の登録会計士の監査を経た投資性会社の主要財務報告表
8. 商務部が要求するその他書類

上記の書類は、写しと明記されたものを除いて一律に正式な書類でなければならない。

本条中のグローバル企業は投資性公司を設立した外国投資者が所属する企業集団の親会社を指す。

第二十三条 (投資活動の自由) 投資性公司の中国国内での投資活動は公司の登録地の制限を受けない。

第二十四条 (税務) 投資性公司の税の徴収は、中国の関係の法律、法規に基づいて処理する。

第二十五条 (投資経営状況の報告) 投資性公司はプロジェクト投資計画を確実に実行し、第一年度の投資、経営状況を次年度の最初の3か月以内に、定められた内容と形式に基づいて商務部に届け出なければならない。上述の資料は、投資性公司が連合年度検査に参加し申告するときの必須資料の一つとなる。

第二十六条 (投資先企業との取引) 投資性公司とその投資先企業とは、互いに独立した法人または実体であり、その業務取引は独立企業間の業務取引関係として処理しなければならない。

第二十七条 (遵法義務) 投資性公司とその投資先企業とは、中国の法律・法規・ルールを遵守し、いかなる手段によっても、管理と納税から逃避してはならない。

第二十八条 (生産活動の禁止) 投資性公司は直接に生産活動に従事してはならない。

第二十九条 (台湾、香港、マカオの投資家) 台湾、香港及びマカオ地区の投資家が大陸で投資して投資性公司を設立するときは、本規定を準用する。

第三十条 (本規定の解釈) 本規定は商務部が解釈に責任を負う。

第三十一条（本規定の施行）本規定は公布の日（2004年11月17日）から三十日後に施行する。

+++++

注記：

本「外商投資が行う投資性公司に関する規定」には、2006年5月26日に補充規定が公布されていますので、この補充規定と併せてご参照下さい。

なお、本「外商投資が行う投資性公司に関する規定」の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され交付されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

各条項の後の（ ）内の記述は、訳者が閲覧者の便宜のために挿入したものであり、中国文の正式文書にはありません。